資料 1－1

北海道

北海道総合教育大綱

（素案）

はじめに

目　次

1　基本理念　……………………………………　1

2　基本方針　……………………………………　2

　Ⅰ　社会を生き抜く力を育む　…………………　2

　Ⅱ　子どもの学びの環境を整える　………………　4

　Ⅲ　地域と産業をけん引する人を育む　…………　6

　Ⅳ　生涯を通じて輝き続ける人を育む　…………　7

参考　社会の情勢変化など　……………………　8

本大綱の策定根拠等

1　策定の根拠

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本道の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（理念）や施策の根本となる方針を定めるものであり、総合教育会議における北海道教育委員会との協議を経て、知事が定めるものです。

2　大綱の役割

この大綱は、知事と教育委員会が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について基本的な認識を共有し、連携を密にして、施策を推進することを目的としています。

3　大綱の位置付け

この大綱は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定する「特定分野別計画」であり、また、知事と教育委員会は、この大綱の示す理念や方向性等を踏まえ策定している「北海道教育推進計画」をはじめ、幼児教育や文化、スポーツなど分野別の関連計画・方針等に基づき、施策を推進していきます。

4　対象期間等

この大綱の対象期間は設けませんが、関連する各種計画の見直し時期などにおいて、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行います。

5　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関係

この大綱は、教育の機会均等や質の充実を通じたあらゆる人々の活躍の推進などを基本方針として掲げ、ＳＤＧｓの理念と合致する施策を推進するものです。

１　基本理念

全国を上回るスピードで人口減少・高齢化が進行する中、北海道が持続的に発展していくためには、あらゆる分野にわたり、前例にとらわれない新たな発想と行動力を持つ人材が求められています。

また、グローバル化や情報化の進展に伴い、学校や社会等でのあらゆる活動はこれまで経験したことのないステージに移行します。地域の課題解決に向けても、様々な国籍を持つ方々との協働や、ＡＩ（人工知能）やＩＣＴ（情報通信技術）の活用等が今後ますます広がっていくものと見込まれます。

社会の変化と教育の在り方は密接に関わっており、将来を担う子どもたちの可能性を引き出す教育の推進が求められています。

道では、教育委員会など関係機関と一体となり、「チャレンジで夢を叶える」「ふるさとを誇り、自ら動く」「個性や違いを力にかえる」ことを視点に、求められる人間像を掲げ、人格の形成や、幅広い知識と教養の修得等により、社会情勢の大きな変化に適応し、道民一人ひとりが新たな時代を生き抜いていけるよう、教育・人づくりに取り組みます。

誰もが生まれ育った環境に左右されず、幼児期から安心して質の高い教育を受け、生涯にわたって学び続けることができる環境を整え、夢や希望への**チャレンジを応援する北海道づくり**を進めます。

【求められる人間像】

<u>チャレンジで夢を叶える</u>

夢や課題に、新たな発想で挑戦する人

- ▶ 自ら考え、判断し、表現できる力を持ち、次の時代に向けて、これまでの価値を磨き上げ、新たな価値を創り出す
- ▶ 失敗や歴史に学び、夢への挑戦を続ける

<u>ふるさとを誇り、自ら動く</u>

ふるさとを愛し、グローバルな視点で地域の発展のために行動する人

- ▶ 優れた自然環境や豊かな食、独自の歴史・文化など、輝きを放つ北海道に生まれ育ったことへの誇りと、ふるさとへの愛着を持ち、北海道の発展に貢献する
- ▶ グローバルな視点を持ち、コミュニケーション能力を培い、地域の課題解決等にリーダーシップを発揮する

<u>個性や違いを力にかえる</u>

互いの個性や文化の違いを尊重し、ともに力を合わせる人

- ▶ 国籍、文化、言葉、生活習慣等の違いや、障がいの有無等にかかわりなく、互いを認め合い、協働し、個性と多様性が尊重される社会をつくる

２　基本方針

　基本理念の実現に向け、知事と教育委員会が緊密に連携しながら、ライフステージの各段階において、幼児教育機関、学校、高等教育機関、家庭、地域、行政、産業界、各種団体等と一体となり、次の基本方針により施策を推進します。

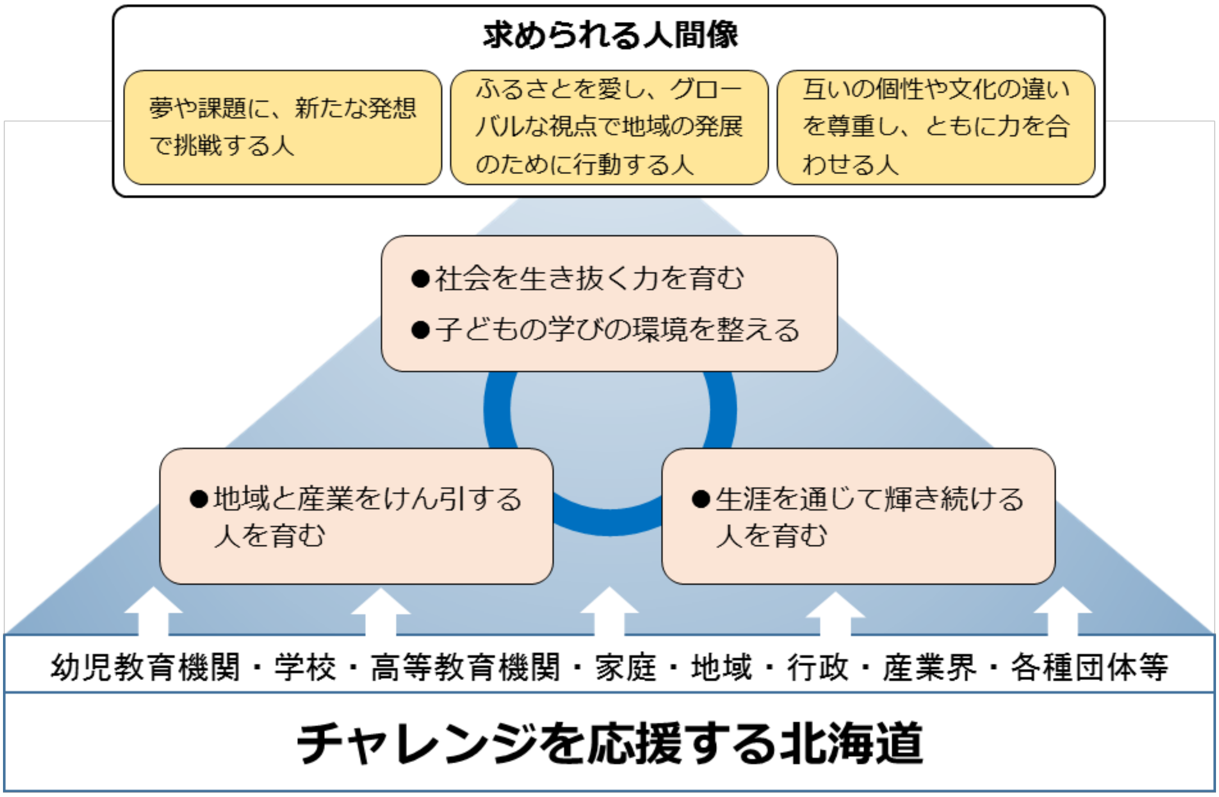

基本方針Ⅰ　社会を生き抜く力を育む

　グローバル化や情報化の進展など、これからの社会において必要とされる資質・能力を育成するため、学力の向上、ふるさと教育、キャリア教育などの取組を進めます。

＜取組の方向性＞

〇幼児教育の充実

　幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育推進センターを拠点として、市町村や幼児教育施設等と連携し、保育者の資質と専門性の向上を図ります。

　家庭教育及び子育てに関する学習機会や情報の提供など、家庭の教育力の向上に努めます。

○確かな学力と健やかな体の育成

児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等を育成します。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるため、多様な指導方法の展開に向けた体制整備を進めます。

国が進める高大接続改革等の方向性を見据え、学習・指導方法の充実や学習評価の改善に向けた取組を推進します。

体育・保健授業の改善や体力向上の取組等を推進するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機として、子どもたちがスポーツに親しむ意欲の喚起に努めます。

○特別支援教育の充実

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもたちに、切れ目のない一貫した教育が行われるよう、教育環境の整備・充実と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。

○英語教育の充実

英語で日常的なコミュニケーションを行うことができる力を身に付けられるよう、小学校、中学校、高等学校等の各段階を通じて、英語教育の充実を図ります。

○グローバル人材の育成

生まれ育った地域に対する誇りと愛着を持つとともに、世界に学び、幅広い視野と異なる文化への寛容を身に付け、将来の北海道に貢献する意欲を持ったグローバル人材を育成します。

○情報教育の充実

Society5.0時代の到来に向けて、情報の科学的理解や情報活用の実践力を高め、高度な情報社会に主体的に参画する態度の育成を図るなど、情報モラルを含む情報活用能力を育みます。

○キャリア教育の充実

一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育てるため、小学校、中学校、高等学校等の発達の段階に応じて、社会の中での自分の役割や自分らしい生き方を考えるキャリア教育の充実を図ります。

○道徳教育・人権教育の充実

規範意識や互いの個性・立場を尊重する態度、生命を大切にし、他者を思いやる豊

かな心を育むため、道徳教育と人権教育の充実を図ります。

〇ふるさと教育の充実

縄文文化やアイヌ文化、北方領土、地域の伝統文化、先人の功績など、本道の歴史・文化への理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むふるさと教育の充実を図ります。

〇防災教育の充実

自助、共助、公助など、住民の防災意識の向上を図るとともに、「世界津波の日高校生サミット」で得られた知見や大規模災害の対応経験を活かして、防災に関する思考力や判断力、行動力を高め、地域の安全に貢献できる力を育む防災教育の充実を図ります。

また、東日本大震災時の津波訴訟に係る司法判断を踏まえ、児童生徒の安全を確保します。

基本方針Ⅱ　子どもの学びの環境を整える

生まれ育った地域や家庭環境に左右されずに、子どもたちが安心して質の高い教育を受けられるよう、いじめの防止や不登校児童生徒への支援、児童虐待の未然防止、学びのセーフティネットの構築、学校における働き方改革などの取組を進めます。

＜取組の方向性＞

〇いじめの防止や不登校児童生徒への支援の充実

児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域住民、行政その他関係者の相互が連携協力して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応や不登校児童生徒への支援に取り組みます。

〇児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応

児童虐待は児童の人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えることから、児童相談所、市町村、学校、幼児教育施設、警察など関係者が連携し、地域が一体となって、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

〇学びのセーフティネットの構築

生まれ育った地域や環境によって左右されず教育を受けることができるよう、就学に係る経済的支援の取組を進めるほか、多様な学習機会の提供など、教育環境の向上を図ります。

○地域創生の視点を踏まえた特色ある高校づくり

児童生徒数の減少により学校の統廃合が進む中、人生の選択を考える重要な時期である高等学校において、地域と協働して、地域課題の解決を通じた探究的な学習を進めるとともに、総合学科や単位制、中高一貫教育を導入するなど、多様で魅力や特色のある高校づくりを進めます。

○遠隔教育の充実

広域分散型の本道の特性を踏まえ、離島や小規模の学校等において、児童生徒の興味・関心や多様な進路選択などに対応するため、ＩＣＴを活用した遠隔教育の環境整備や実施体制の充実を図ります。

○学校と地域の連携・協働の推進

学校と保護者や地域の方々が一体となって子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクールの導入など、学校と地域の連携・協働を推進します。

○地域の特色を活かした多様な体験活動の推進

豊かな人間性を育むため、幼少期から、学校や家庭、地域において、自然体験をはじめ、地域の歴史や文化などに触れる体験など多様な体験活動を促進します。

○幼児教育施設や学校段階間の連携・接続の推進

幼児、児童生徒の発達段階に応じた教育活動の充実を図るため、地域の状況も踏まえて、幼児教育施設と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校間の接続・連携を推進します。

○学校における働き方改革の推進

教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、市町村教育委員会等とも連携して、働き方改革を進めます。

○教員の確保と資質向上

より多くの方々に教員を希望してもらえるよう、学校における働き方改革を着実に推進し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境の整備を図るとともに、教員養成大学等との連携により、教員としてふさわしい人材の確保に努めます。

採用後は、キャリアステージに応じた研修や本道の教育課題等に対応する専門性・実践的指導力を高める研修等を充実して、教員の資質・能力の向上を図ります。

○私学教育の振興

子どもたちに多様な教育機会が確保されるよう、本道教育の一翼を担う私学教育の充実に向けた取組を支援します。

基本方針Ⅲ　地域と産業をけん引する人を育む

地域創生や産業の担い手として、地域で活躍するリーダーや産業人材の育成等の取組を進めるほか、いわゆる就職氷河期世代の方々の活躍促進に向けた取組などを進めます。

＜取組の方向性＞

○農林水産業や食・観光産業などの産業人材の育成

農業や林業、水産業、食関連産業や観光産業、建設産業等における担い手や専門人材、若手労働者の育成・確保の取組を進めます。

○地域の医療・福祉を担う人材の育成

医師、看護師、介護職員など、地域での暮らしに欠かせない医療・福祉分野の人材の確保・育成の取組を進めます。

○高度なＩＣＴ社会を担う人材の育成

基幹産業や医療・福祉分野などにおける様々な課題をＩＣＴ技術を活用して解決する人材の育成を進めます。

○大学や企業等と連携した人材の育成

大学等の高等教育機関、企業、産業団体、経済団体等と連携し、卒業生の地元就職や地元定着を促進するなど、地域の産業を担う人材の育成を進めます。

○就職氷河期世代の活躍促進

いわゆる就職氷河期世代の方々のうち、不安定な雇用形態や長期間無業状態にある方、社会参加に向けた支援が必要な方などを対象に、カウンセリングや教育訓練から就職までの支援、社会参加を促す取組などを進めます。

○地域の将来を担う人材の育成と活躍促進

地域に対する愛着を持ち、本道の将来を担う人材を育成するとともに、道内各地で意欲的に地域づくりにチャレンジしている方々を支援し、業種や地域を越えたネットワークづくりをコーディネートすることにより、地域が抱える課題の解決や特性を活かした地域づくりを推進します。

○多文化共生社会に向けた環境の整備

互いの文化や生活習慣を理解・尊重し、ともに生きていく多文化共生社会の実現に向けて、地域や企業等が外国人材の受入れに円滑に対応でき、また、外国人の方々が

安心して働き、暮らすことができるよう、取組を進めます。

基本方針Ⅳ　生涯を通じて輝き続ける人を育む

人生 100 年時代を迎える中、道民の方々が健康で生き生きと暮らせるよう、生涯を通じて学び続けられるような環境の整備や、学びを通じた人づくり・地域づくりにつながる社会教育、スポーツ活動の振興を図るとともに、芸術文化活動への参加促進などの取組を進めます。

＜取組の方向性＞

○生涯学習の振興

生涯学習に対する意識の向上を図るとともに、ＩＣＴや学校施設等の活用により生涯にわたる学習の環境づくりを促進します。

○社会教育の振興

市町村において人材育成や課題解決に資する活動が充実されるよう、社会教育主事など地域の指導者の育成を促進するとともに、公民館など社会教育施設等における活動や家庭教育支援に、より多くの住民が関心を持ち参加できる環境を整えます。

○芸術文化活動の推進

市町村や関係団体、美術館や文化施設等と連携し、青少年の芸術文化活動の参加機会や若手作家の発表機会、また、より多くの道民が芸術鑑賞等の文化に触れる機会を提供するなど、生涯を通じた芸術文化活動の推進を図ります。

○文化財等の保存及び活用の推進

文化財に関する情報の発信や文化財に親しむ機会の提供に取り組むとともに、アイヌ民俗文化財の保存・伝承の取組を推進します。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録と保存・活用の取組を推進するほか、地域における日本遺産や北海道遺産を活用する取組を支援します。

○スポーツ活動の振興

誰もが生涯を通じてスポーツ活動やレクリエーション活動など、健康づくりなどに参加しやすい環境の整備を促進します。

参考　社会の情勢変化など

１　社会情勢の変化

●人口減少・少子高齢化の進行

人口減少と少子高齢化が進行し、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃にかけて地域社会の活力の維持や産業活動に影響を与え、年少人口の減少により、教育や子育ての環境が大きく変化していくと見込まれています。

一方で、世界の人口は増加を続け、2040 年には約 92 億人となることが推計され、海外需要やインバウンドを取り込む機会の増加が見込まれます。

●就職氷河期世代の就業・社会参加の促進

バブル経済崩壊後の景気低迷期である 1993 年から 2004 年に学卒期を迎えた就職氷河期世代（中心層 35～44 歳 1,689 万人（2018 年））に関して、国では、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や、就業を希望しながら様々な事情により長期間無業の状態にある者、社会参加に向けて支援の必要性がある者をあわせて 100 万人程度と見込んでいます。

●教員の働き方改革

教員の長時間勤務等の縮減に向けた環境整備を図るため、平成 30 年（2018 年）３月に「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」、平成 31 年（2019 年）１月に「北海道の部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

また、平成 31 年（2019 年）１月の中央教育審議会答申等を踏まえ、令和元年（2019 年）７月に勤務時間の上限に関する方針を盛り込むなど、アクション・プランの改定を行いました。

●教員志願者の減少

平成 30 年度（2018 年度）に実施された教員採用検査では小学校の志願倍率が２倍を切るなどの状況がみられ、教員の質にも影響することが危惧されています。

●多文化共生社会

国において、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていく「多文化共生社会」の実現を目指すこととし、ガイドラインを策定しています。

また、一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れていくため、平成 30 年（2018 年）12 月、出入国管理及び難民認定法等が改正され、併せて「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定されました。

●持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進

平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された国際社会共通の目標である持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）は、経済・社会・環境をめぐる幅広い課題の統合的な解決を目指しており、その達成に向けて、住民、行政、企業、団体、ＮＰＯなど多様な主体の連携による活動が期待されています。

●Society5.0 時代の到来

ＡＩ（人工知能）やビッグデータ、ＩoＴ（Internet of Things）等の先端技術が高度化して産業や社会生活に取り入れられる Society5.0 時代の到来は、教育の質の向上の面においても大きなインパクトをもたらすことが予想されています。

●幼児教育・保育の無償化、高等教育の修学支援新制度

令和元年（2019 年）10 月から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちの利用料の無償化が実施されました。また、令和２年（2020 年）４月から、国において、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（専門学校）の低所得世帯の学生を対象に、授業料等の減免及び給付型奨学金の支給が実施されます。

2　本道教育の状況等

⑴ 国における教育方針

●学習指導要領の改訂

新学習指導要領は、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」等の理念の実現を重視しています。

同要領は、小学校が令和２年度（2020 年度）、中学校が令和３年度（2021 年度）から全面実施、高等学校が令和４年度（2022 年度）から年次進行で実施されます。

●高大接続改革

国において、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方を一体的に見直す高大接続改革が進められています。

⑵ 子ども・家庭の状況

●幼児教育

近年、子どもの基本的な生活習慣の欠如や規範意識の不足、コミュニケーション能力の低下のほか、保護者の子育てに対する不安感、負担感が増えてきているなどの問題も指摘されています。

こうした課題を踏まえ、幼児教育の質を確保するため、研修、助言及び情報提供、調査研究等の施策を道教委と知事部局が一体となって総合的に推進する「北海道幼児教育推進センター」を令和元年（2019 年）６月に開設しました。

●子どもの学力・体力の状況

平成 31 年（2019 年）実施の「平成 31 年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」の結果では、小・中学校ともに、全ての教科で全国平均に届かず、学校以外で勉強する時間についても、全国と比べて短い状況となっています。

また、平成 30 年（2018 年）実施の「平成 30 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、小・中学校の男女いずれも多くの種目で記録が上昇するなど改善の傾向が見られるものの、依然として体力合計点が全国より低い状況にあります。

●ひとり親家庭など

全世帯に占めるひとり親家庭の割合や、児童生徒の就学援助率は、全国を上回って推移しています。

●いじめ、不登校、児童虐待

本道におけるいじめの認知件数は、各学校において、いじめを初期段階から積極的に認知・対応する考え方が浸透してきたことにより、増加傾向にあります。不登校児童生徒数は、小・中学校ともに増加傾向で、高等学校においても一定程度の人数で推移しています。

また、児童虐待相談対応件数は、平成 30 年度（2018 年度）に過去最多を記録するなど依然として増加傾向にあります。

⑶ 歴史・文化への理解と継承や防災教育、地域創生など

●世界的イベント等を契機とした学習

令和２年（2020 年）には民族共生象徴空間「ウポポイ」の開設や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。国内外の方々との交流の機会が増大し、アイヌの人たちの自然への畏敬の念や共生の思想への理解を広げるとともに、世界遺産や日本遺産、北海道遺産など魅力ある資源を発信し、教育・学習活動につなぐ好機です。

●地域創生の視点での高校の魅力化

高等学校は、地域人材の育成に重要な役割を担っています。卒業後の地元定着やＵターン等も見据え、地元市町村・企業等と連携しながら、地域の産業や文化、歴史等への理解を深めるとともに、

地域課題等に関わる探究的な学びの取組が進められています。

●ふるさと教育

北海道命名 150 年を契機として、全国各地から移住された方々などの功績を題材とした教材「きたものがたり」が作成・活用されるなど、自分たちが暮らす地域や先人を理解するふるさと教育が充実してきています。

●防災教育

平成 30 年（2018 年）９月に発生した胆振東部地震の教訓等のほか、令和元年（2019 年）９月開催の「世界津波の日」高校生サミットにおける成果や知見等も踏まえた防災教育の取組が進められています。

平成 23 年（2011 年）３月に発生した東日本大震災に伴う津波により、多くの児童や教職員が犠牲となった岩手県石巻市立大川小学校の津波訴訟において「学校には、児童の安全確保のため、地域住民よりもはるかに高いレベルの防災知識と経験が求められる」との司法判断が下されました。

●アイヌ施策推進法の制定

令和元年（2019 年）５月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行されました。道では、国や市町村等とも連携しながら、これまでの生活向上や文化振興施策に加え、地域振興や産業振興等を含めたアイヌ政策を総合的に推進し、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ります。